

『OTOA サービス保険』について（第 28 条関係）

1. OTOA サービス保険制度の概要

OTOA サービス保険制度とは、海外地上基本契約書に基づき、地上手配業者（乙）が手配する、企画旅行および手配旅行に参加する旅行者および添乗員等全員を対象として、下記の内容の海外旅行傷害保険、旅行業者保険に加入する制度のことをいう。

下記の補償金額（保険金額）は契約期間を通じすべての対象者に共通とし、変更は行わない。

2. 補償金額及び補償内容

| OTOA サービス保険制度内容 | | |
|---------------------|--|---------------------|
| 付保種目（担保項目） | 補償金額（保険金額） | |
| 海外旅行保険（傷害死亡・後遺障害担保） | ① 死亡の場合 300 万円/対象者 1 名当たり ② 後遺障害の場合 上記①の 3～100%の金額とする。/対象者 1 名当たり | |
| 旅行事故対策費用保険 | パート 1 | 150 万円まで/対象者 1 名当たり |
| | 傷害治療費用担保 | 50 万円まで/対象者 1 名当たり |
| | 疾病治療費用担保 | 50 万円まで/対象者 1 名当たり |